

財務書類作成に係る負担軽減策について

令和 5 年 9 月 1 2 日
総務省自治財政局財務調査課

1. 現行制度について

リース契約の種類		会計処理
所有権移転ファイナンス・リース	下記以外	売買取引に準じて処理（資産と負債に計上）
	重要性※の乏しいもの	賃貸借取引に準じて処理することが可能（費用のみ計上可）
所有権移転外ファイナンス・リース		
オペレーティング・リース		賃貸借取引に準じて処理（費用のみ計上）

※「重要性」の定めについて

統一的な基準による地方公会計マニュアル

○ 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

IV 固定資産台帳の記載対象範囲

24. リース資産のうちファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法（固定資産に該当するものは貸借対照表に計上）に準じて会計処理を行い、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法（費用として行政コスト計算書に計上）に準じて会計処理を行うこととします。ただし、ファイナンス・リース取引であっても、所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができることとします。なお、地方公共団体は、リース取引においては借り手になることが想定されるため、研究会報告書では、借り手側の処理に準じて記載されていますが、その具体的な取扱いが明確に定められていませんので、企業会計の考え方及び手法（「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）。以下「リース会計基準」といいます。）を参考にして処理することが適当です。

27. また、24段落のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができることとしていますが、「重要性の乏しいもの」としては、リース会計基準の少額リース資産及び短期のリース取引の取扱いに準じて、次のいずれかに該当する場合は考えられます。

- ①重要性が乏しい償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準以下のリース取引
- ②リース期間が1年以内のリース取引
- ③当該地方公共団体の活動において重要性の乏しいものでリース契約1件あたりのリース料総額（維持管理費相当額または通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる）が300万円以下のリース取引

(参考)

○ 国の財務書類

リース契約の種類		会計処理
ファイナンス・リース	国庫債務負担行為の議決を経た複数年度にわたるリース契約	売買取引に準じて処理（資産と負債に計上）
	上記以外	賃貸借取引に準じて処理（費用のみ計上）
オペレーティング・リース		

○ 公営企業会計

リース契約の種類		会計処理
所有権移転ファイナンス・リース	下記以外	売買取引に準じて処理（資産と負債に計上）
所有権移転外ファイナンス・リース（※1）	重要性の乏しいもの（※2）	賃貸借取引に準じて処理することが可能（費用のみ計上可）
オペレーティング・リース		賃貸借取引に準じて処理（費用のみ計上）

※1 中小規模の公営企業は、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができるが、この場合であっても、未経過リース料は注記する必要がある。

※2 重要性の基準は、企業会計のルールに則っている。

○ 企業会計 2026年度にも、全てのリース契約対象物について、重要性の乏しいもの以外は資産計上するよう改正予定。

リース契約の種類		会計処理
所有権移転ファイナンス・リース	下記以外	売買取引に準じて処理（資産と負債に計上）
所有権移転外ファイナンス・リース（※3）	重要性の乏しいもの（※4）	賃貸借取引に準じて処理することが可能（費用のみ計上可）
オペレーティング・リース		賃貸借取引に準じて処理（費用のみ計上）

※3 中小企業は、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。この場合は、未経過リース料を注記する。（中小企業の会計に関する指針）

※4 具体的な記載は次ページのとおり。

※4 リース取引に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第 16 号)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理	所有権移転ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理
(少額リース資産及び短期のリース取引に関する簡便的な取扱い)	(少額リース資産及び短期のリース取引に関する簡便的な取扱い)
34. 個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合は、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。	45. 個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合は、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
35. 個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合とは、次の(1)から(3)のいずれかを満たす場合とする。	46. 個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合とは、次の(1)又は(2)のいずれかを満たす場合とする。
(1) 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準額以下のリース取引 ただし、リース料総額にはリース物件の取得価額のほかに利息相当額が含まれているため、その基準額は当該企業が減価償却資産の処理について採用している基準額より利息相当額だけ高めに設定することができる。また、この基準額は、通常取引される単位ごとに適用されるため、リース契約に複数の単位のリース物件が含まれる場合は、当該契約に含まれる物件の単位ごとに適用できる。	(1) 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準額以下のリース取引 ただし、リース料総額にはリース物件の取得価額のほかに利息相当額が含まれているため、その基準額は当該企業が減価償却資産の処理について採用している基準額より利息相当額だけ高めに設定することができる。また、この基準額は、通常取引される単位ごとに適用されるため、リース契約に複数の単位のリース物件が含まれる場合は、当該契約に含まれる物件の単位ごとに適用できる。
(2) リース期間が 1 年以内のリース取引	(2) リース期間が 1 年以内のリース取引
(3) 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約 1 件当たりのリース料総額(維持管理費用相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる。)が 300万円以下のリース取引 なお、(3)の場合、1 つのリース契約に科目の異なる有形固定資産又は無形固定資産が含まれている場合は、異なる科目ごとに、その合計金額により判定することができるものとする。	

○ 国際会計基準(IFRS第16号)

- ファイナンスリース取引とオペレーティングリース取引に区分することはせず、原則としてすべてのリース取引を資産として計上。ただし、重要性に乏しい資産(※)は、簡便的な取扱いとすることができる。
- 2016年に公表され、2019年1月1日以降に始まる会計年度から適用。

(※) IFRS 第16 号においても、短期リース(リース期間12か月以内)と少額のリース(新品時に5千米ドル以下という規模の価値の原資産)についてはオンバランスの免除規定が設けられている。

なお、パブコメにかけられていた「リースに関する会計基準の適用指針(案)」では、現行の企業会計における総額300万円以下のリースに係る簡便的な取扱いと、IFRS第16号における上記取扱いを比較した場合、適用単位の定め方、数値、条件が異なるため、どちらの取扱いが広範であるかは一概にはいえないため、どちらも少額リースとして簡便的な取扱いを認めることとなっている。

2. 作業負担について

- 所有権移転ファイナンス・リース取引（重要性の乏しいものを除く）は、売買取引に準じて会計処理を行うこととしている。
 - 資産として計上すると、毎年度末に減価償却を行う必要。
 - 負債として計上すると、毎年度末に固定負債のうち翌年度支払予定額を流動負債に振り替える必要。
- ※ 上記以外のリース取引は、賃貸借取引に準じて会計処理を行うため、毎年度の支出額を費用計上するのみ。

3. 前回までの議論

（１） 地方公共団体からの意見

- ・ リース資産は財務書類に与える影響が比較的少ないので、金額要件を変更し対象範囲を縮小、あるいは計上しないことを許容できないか。

（２） 構成員からの意見（第４回WG）

- 方向性について
 - ・ 地方公共団体と企業では重視すべき点が異なるので、企業会計によらない基準とするのは適当。
- 具体的な基準について
 - ・ 汎用的な事務用機器は不要だが、通信設備など個別性の高いものは計上すべきではないか。
 - ・ 財務書類への影響度合いに応じて、団体ごとに資産計上基準の設定を許容してもよいのではないか。
その際に物品の資産計上の考え方を転用できるのではないか。
 - ・ 議会や住民のチェック機能を効かせるためにも、リース資産・債務の総額は記載を求めるべき。
 - ・ リース取引に準じた会計処理を行うこととしているPFIについては、計上必須とすべき。

4. 過去の議論

○ 「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」（平成25年）※における整理

○ 論点整理の考え方

- ・ 地方公共団体に最終的に所有権が移転する所有権移転ファイナンス・リース取引についてはリース会計を適用し、地方公共団体に最終的に所有権が移転しない所有権移転外ファイナンス・リース取引については、実務適用可能性や費用対効果を勘案し、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を認めてもよいのではないか。
- ・ 長期継続契約については、地方公営企業会計と同様の考え方を採用してはどうか。

○ 基準の方向性

- ・ ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、ファイナンス・リース取引であっても、所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・ 通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは、貸借対照表に計上されたリース債務の金額を注記する。
- ・ また、PFI等の手法により整備した資産についても、所有権移転ファイナンス・リース資産と同様の会計処理を行うものとする。

※作業部会第5回（資料7「【貸借対照表】その他の個別科目の取扱い」に係る検討（小室構成員作成資料））より抜粋

5. 地方公共団体におけるリース取引の実態

	A県	B県	C県	D市	E市	G市	F町
人口規模	900万人	150万人	100万人	200万人	70万人	10万人	5000人未満
資産総額	約5兆円	約1.3兆円	約1.5兆円	約2.8兆円	約0.8兆円	約0.1兆円	約130億円
リース資産として 固定資産台帳に登 録されている物は 何か	高校の空調機	空調設備、PC、 スクールバス 等	記載なし	建物やモノクロ 複合機 等	システム機器、 PC、 監視カメラ、 電話機器 等	空調設備、 体育館の調光操 作卓等	システム機器、 PC、LED
固定資産台帳の リース資産登録件 数	約100件	約180件	—	4件	50件	4件	8件
固定資産台帳にお ける登録は機器別 か、一式か	一式	機器別／一式 (混在)	—	機器別／一式 (混在)	一式	一式	一式
固定資産台帳に登 録されている各 リース資産の価額 (減価償却前)	最小：約20万円 最大：約7千万円 平均：約2千万円	約55万～ 約12億円	—	約300万～ 約65億円（斎 場）	約320万～ 約10億円（消防 司令管制システ ム）	約4000万円～ 約19億円（空調 設備一式）	約400万～ 約1800万円

○ リース取引の状況はもちろんのこと、その内訳や金額についても自治体ごとに様々であり、資産の性質や金額によって資産計上対象とする基準を設定するのは困難ではないか。

6. 論点

○ リースの資産計上基準をどうするか

【結論の方向性・考慮すべき観点】

- 「重要性」の定め の 骨格は維持しつつも、現行300万円としている金額基準については、財務書類への影響度合いに応じて、団体ごとに基準の設定の引き上げを許容することとしてはどうか（その際、資産計上にかかる金額基準は注記させるものとする）。

- その場合、固定資産台帳に記載されたリース資産・債務の総額の注記を求めることとするか。

※ 現行、貸借対照表に係るものとして注記することとしている事項

- ・ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
- ・ PFI事業に係る資産の金額

【補足】

- 物品の基準（各地方公共団体の判断に基づき、継続的な処理を前提に当該規程等に準じた資産計上基準を設けることを妨げない）を参考にできるのではないか。
- 所有外管理資産に係る今回の整理においては、所有権の有無で資産計上の有無を判断せず、その重要性に基づいた判断とするとしたところ。よって、リースについても、所有権の有無という切り口はやめ、特に所有権移転外ファイナンス・リースについて資産計上可能であることを明確にし、企業会計により近い整理としつつ、「重要性」の定めについては、企業会計よりも柔軟な整理としてはどうか。
- なお、固定資産台帳は網羅的な資産管理に資するものであり、原則すべての資産について記載すべきものである。賃貸借処理を選択した場合においても、台帳への一定の記載を求めることとしてはどうか。

【参考】現行の基準（統一的な基準による地方公会計マニュアル）

- 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

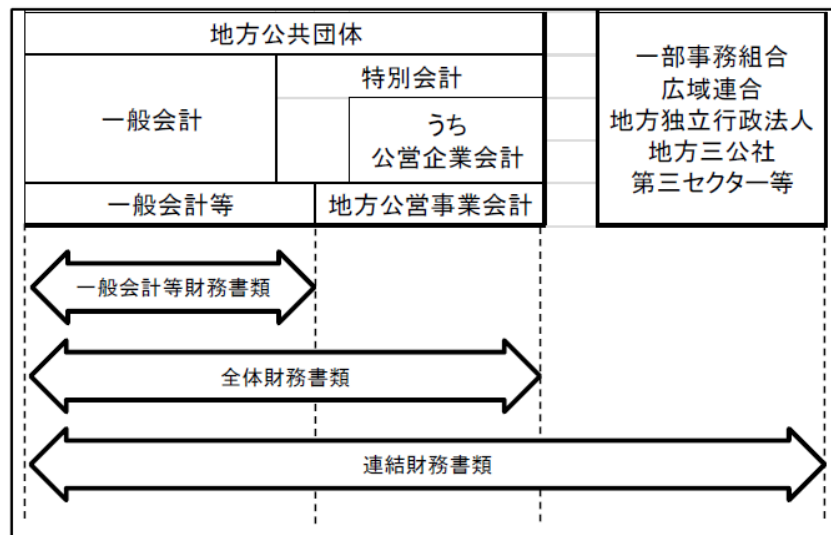
Ⅶ 資産の評価基準・評価方法

65. 物品は、地方自治法第239条第1項に規定するもので、原則として取得価額または見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に、その取得価額を資産として計上し、再評価は行わないこととします。ただし、各地方公共団体の規程等において重要な物品等の基準を有している場合で、かつ、総資産に占める物品の割合に重要性がないと判断される場合においては、各地方公共団体の判断に基づき、継続的な処理を前提に当該規程等に準じた資産計上基準を設けることを妨げないこととします。なお、取得原価が不明な資産については、原則として再調達原価とします。

1. 現行制度について

- 一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類をあわせて作成することとなっている。 ※連結資金収支計算書のみ任意作成

図1 財務書類の対象となる団体（会計）



		現状	
		全体	連結
貸借対照表（BS）		○	○
行政コスト計算書（PL）		○	○
純資産変動計算書（NW）		○	○
資金収支計算書（CF）		○	△
	有形固定資産の明細 連結精算表	○	○
	上記以外	△	△

△は作成しないことを許容

2. 作業負担について

- 全体財務書類・連結財務書類を作成するには、
- ・ 連結対象団体の決算書類の収集、修正・読替え
 - ・ 新たな個別財務書類の作成
 - ・ 純計処理
- といった作業を必要とする。

- 連結財務書類は、対象団体が多いため、より作業負担が大きい。

3. 前回までの議論

(1) 地方公共団体からの意見

- ・ 作成・公表自体を任意とできないか（他団体比較が困難、将来負担比率で足りている）。
- ・ 連結財務書類の活用策（意義や用途）の明確化・共有がされれば、各団体で精度の検討や簡素化の判断ができるのではないか。
- ・ 純計処理の際に行う内部取引相殺作業について、省略や簡素化ができないか。
（同規模の団体の実態が分かれば、簡素化の判断も取り得る）
- ・ キャッシュ・フロー計算書について、公営企業や第三セクターの場合、間接法から直接法への読み替えが必要だが、難解な作業で負担が生じているので、廃止してはどうか。
- ・ 附属明細書について、第三セクター等の場合、新たに連結附属明細書の作成のために情報をもらう必要があり作業負担が大きい、活用可能性に乏しいため、廃止してはどうか。

(2) 構成員からの意見（第4回WG）

- 団体の状況に応じて作成を任意とすべきではない
- 全体財務書類：4表フルセット、あるいはBS・PL・NW3表のみとするか
 - ・ 全体は地方公共団体の姿そのものであり、できる限りすべて作成すべき。
 - ・ CFについては、有用性も踏まえて省略可能性の検討の余地があるか。
- 連結財務書類：BSのみでよいのではないか
 - ・ 資産・負債のバランスや変容は把握すべき。
 - ・ BSを端緒として異常値が見つければ、その都度要因を確認すればよい。
- 附属明細書：有形固定資産の明細は省略可。連結精算表は残すべき

4. 過去の経緯

統一的な基準（連結財務書類作成の手引き）策定時の議論

○ 今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書（H26. 4）

I 報告主体

（前略）公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況さらには行政サービス提供に要した費用や資金収支の状況等を総合的に明らかにするため、一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類をあわせて作成する。なお、全体財務書類と連結財務書類の具体的な取扱いについては、要領等において整理する。

○ 今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会（第6回、H26. 11）の議事概要より抜粋

- ・ 健全化法は一般会計が負担することになるものは何かという観点である一方で、公会計は全てを合わせて見せるという発想であることから、財務書類4表を作るのが理想ではあるが、人事異動等により理解が進まないといったことも考えられるため、実務的には難しいのではないか。

【貸借対照表】

- ・ 老朽化比率を把握しようとすれば連結貸借対照表が不可欠
- ・ 資産老朽化の観点からすると、連結貸借対照表と連結附属明細書の有形固定資産の明細（当期の減価償却費やその累計が表示され、種類ごとの資産も分かる）の作成に限ってもよいのではないか。

【行政コスト計算書】

- ・ 連結行政コスト計算書と連結純資産変動計算書は一体でフローの情報を示していることから、減価償却情報の要・不要で、両計算書が必要かどうか決まるのではないか。

【純資産変動計算書】

- ・ 連結行政コスト計算書と連結純資産変動計算書は一体でフローの情報を示していることから、減価償却情報の要・不要で、両計算書が必要かどうか決まるのではないか。【再掲】
- ・ 連結純資産変動計算書については、固定資産等形成分や余剰分（不足分）の整理に実務負担があると思われるが、単純に読替えるだけで作成できるような読替表を作ればそれほど実務負担はないのではないか。

【資金収支計算書】

- ・ 得られる成果に比べて手間がかかるため、作成しなくてもよいのではないか。
- ・ 連結資金収支計算書については、制度上、個別の資金収支計算書を作成していない第三セクター等もあり、一から作るとなると作業負担もあることから、作成は任意とすべきではないか。

○「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～(平成25年6月14日閣議決定)」

- ・ 企業会計原則による公会計は、経営改革を進める上での基礎インフラであり、その導入を促進し、自治体財政の更なる「可視化」を推進する。あわせて、公共施設資産について、量・質両面から見直し、経営改革することが重要である。
- ・ ストックも含めた財務情報の透明化を進め、企業会計原則を前提とした地方公会計の整備を促進する。

○「経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～(平成26年6月24日閣議決定)」

- ・ 各地方公共団体の財政状況が一層比較可能となるよう、統一的な基準による地方公会計の整備を促進する。あわせて、ICTを活用して、固定資産台帳等を整備し、事業や公共施設等のマネジメントも促進する。

○「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～(平成28年6月2日閣議決定)」

- ・ ストック適正化、維持管理・更新費の増加の抑制に向けて、まずは地方公共団体における固定資産台帳の整備、地方公会計の導入を進め、行政コスト情報等を各地方公共団体や住民自らが容易に比較できる形となるよう整備する。

○「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～(平成30年6月15日閣議決定)」

- ・ 統一的基準による地方公会計について、固定資産台帳や出資金明細等の整備等、比較可能な形で情報公開の徹底・拡充を促進するなど、資産管理向上への活用を推進する。

○「経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代:「Society 5.0」への挑戦～(令和元年6月21日閣議決定)」

- ・ 改革工程表に沿って、統一的基準による地方公会計の見える化による資産管理の向上、地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係の見える化、地方自治体の基金の見える化(一覧化を含む)に、引き続き着実に取り組む。

○「経済財政運営と改革の基本方針2021～日本の未来を拓く4つの原動力～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～(令和3年6月18日閣議決定)」

- ・ 総務省は、デジタル化等による地方公会計の財務書類等を始めとする地方財政データのより迅速な公表に取り組む。

新経済・財政再生計画改革工程表2022（令和4年12月22日経済財政諮問会議決定）抜粋

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○「見える化」・一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数【全団体】 ○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数【全団体】 ○各団体のB P Rによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、公表	○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について「見える化」 ○地方単独事業(ソフト)の決算情報の全国状況を「見える化」 ○基金の考え方・増減の理由・今後の方針について、統一的な様式での公表により「見える化」 ○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数 【2023 年度までに全都道府県、2025 年度までに全団体】 ○決算年度の翌年度までに財務書類の作成・更新を完了している地方公共団体数 【2023 年度までに全都道府県、2025 年度までに全団体】 ○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数 【2023 年度までに全都道府県、2025 年度までに全団体】 ○令和2 年度から令和4 年度までに臨時交付金を活用した事業について、実施状況を公表している地方公共団体数 【2023 年度までに 100%】	9. 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開 a. 地方財政計画上の各歳入・歳出項目(給与関係経費や一般行政経費等)と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》 b. 地方単独事業(ソフト)について、試行調査を行い明らかになった課題(歳出区分の設定の在り方、歳出区分への計上精度の向上など)の解消に向けて取り組み、法令との関係を含めて「見える化」を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》 c. 各年度の決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表・一覧化により「見える化」を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》 d. 地方公共団体における財務書類等の作成・更新について、仕訳作業の早期化・分散化、予算科目と公会計の勘定科目の統一化等の取組事例の収集・公表、職員研修等の実施、知見・ノウハウを有する専門人材の活用促進、デジタル化等により早期化を図るとともに、作成・更新が遅れている団体に対しては継続してフォローアップを実施する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》 e. 住民一人当たり行政コストやストック情報等について、直近の決算統計データ等を用いて更新・公表を行い、「見える化」を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》 f. 統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で「見える化」を推進するとともに、標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例の共有に取り組む。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
			→	→	→
			→	→	→
			→	→	→
			→	→	→
	○令和2、3 年度に臨時交付金を活用した事業について、効果を公表している地方公共団体数 【2023 年度までに 100%】		→	→	→

5. 現在の作成状況

令和5年3月31日時点の地方公共団体における財務書類の作成状況等は以下のとおりとなっている。

① 令和3年度決算に係る一般会計等財務書類（財務4表）の作成状況

（単位：団体）

作成状況	都道府県	市区町村			合計
			指定都市	指定都市除く 市区町村	
作成済み	47 (100.0%)	1,629 (93.6%)	19 (95.0%)	1,610 (93.6%)	1,676 (93.7%)
作成中	0 (0.0%)	90 (5.2%)	1 (5.0%)	89 (5.2%)	90 (5.0%)
未着手	0 (0.0%)	22 (1.3%)	0 (0.0%)	22 (1.3%)	22 (1.2%)
合計	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)

② 令和3年度決算に係る全体財務書類（財務4表）の作成状況

（単位：団体）

作成状況	都道府県	市区町村			合計
			指定都市	指定都市除く 市区町村	
作成済み	47 (100.0%)	1,607 (92.3%)	18 (90.0%)	1,589 (92.3%)	1,654 (92.5%)
作成中	0 (0.0%)	100 (5.7%)	2 (10.0%)	98 (5.7%)	100 (5.6%)
未着手	0 (0.0%)	34 (2.0%)	0 (0.0%)	34 (2.0%)	34 (1.9%)
合計	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)

③ 令和3年度決算に係る連結財務書類（財務4表）の作成状況

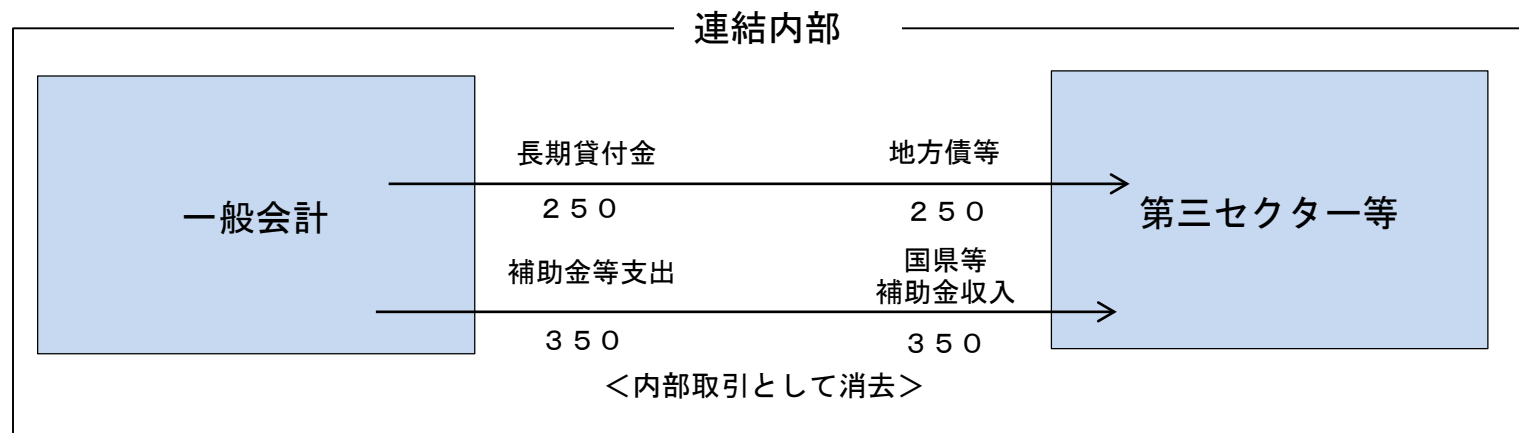
（単位：団体）

作成状況	都道府県	市区町村	指定都市		指定都市除く 市区町村	合計
作成済み	47 (100.0%)	1,556 (89.4%)	18 (90.0%)	1,538 (89.4%)	1,603 (89.7%)	
作成中	0 (0.0%)	134 (7.7%)	2 (10.0%)	132 (7.7%)	134 (7.5%)	
未着手	0 (0.0%)	51 (2.9%)	0 (0.0%)	51 (3.0%)	51 (2.9%)	
合計	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)	

6. 論点

○ 連結財務書類を作成することで活用可能な情報は何か

○ 連結対象団体(会計)をひとつの行政サービスの実施主体とみなして連結財務書類を作成することから、資金の出資(受入)、貸付(借入)、返済(回収)、利息の支払(受取)、売上(支払)、繰出(繰入)等、原則として全ての内部取引が相殺消去される。



○ 企業会計においては、①利益の不正操作等の不正防止、②親子間取引を相殺したグループ全体の業績把握といった点で、連結財務諸表が重視されている。

○ 地方公共団体においては、消防・清掃の事務を一部事務組合で実施する団体と自ら実施する団体があり、団体間比較に際しては、連結で比較することも有効。

○ 一方で、利益の獲得を目的としていない地方公共団体において、行政コスト計算書、純資産変動計算書を連結することにどの程度意味があるか。

○ 相殺消去が行われることで、個別財務書類では見えていた情報が、見えづらくなることもあるのではないか。

6. 論点

○ 一部の様式の作成を任意とするか

【結論の方向性・考慮すべき観点】

- 財務会計の観点から、統一的な基準により全体・連結財務書類を作成、開示することが期待されており、特に全体財務書類については地方公共団体の姿そのものとして非常に重要なもの。
 - 連結財務書類のうち連結貸借対照表については、資産の全体像を把握できる観点で重要だが、連結行政コスト計算書や純資産変動計算書は「活用」という観点でみると相対的に重要度が落ちる面がある。
 - さらに現状を見ると、「活用」につながる「決算年度の翌年度まで」というタームで、まだ単体の財務書類も作成できていない自治体や一部事務組合等（※）があることも事実。
 - よって、いずれはすべての財務書類をしっかりと整備し、対外的に示していくべきであるものの、現状の改善、さらに「活用」の面を自治体により強く意識いただくため、一定の優先順位を示すこととしてはどうか。
- （※）一部事務組合及び広域連合は、統一的な基準が対象とする報告主体であり、これらの団体の一般会計等財務書類については、決算年度の翌年度までの作成が必要であることに留意。

（凡例）◎：決算年度の翌年度までの作成・更新
 ○：可能な限り早期に作成・更新
 △：作成しないことが許容されているもの

		現状			変更（案）		
		一般会計等	全体	連結	一般会計等	全体	連結
貸借対照表（BS）		○	○	○	◎	◎	◎
行政コスト計算書（PL）		○	○	○	◎	◎	○
純資産変動計算書（NW）		○	○	○	◎	◎	○
資金収支計算書（CF）		○	○	△	◎	◎	△
	有形固定資産の明細 連結精算表	○	○	○	◎	◎	○
	上記以外	○	△	△	◎	△	△